

2013.1.22

中小企業における  
個人保証等研究会

## 事例報告

ーコベンナツに基づく停止条件付連帯保証についてー

委員 中村 廉平

## 1. 定義

## 1.1 コベンナツ（誓約）

◎財務

◎非財務

- |               |   |                 |
|---------------|---|-----------------|
| ○表明・保証        | ⇒ | 故意・重過失による違反の場合の |
| …法令の遵守と、正確    |   | ペナルティ（サンクション）   |
| かつ適法な財務データの   |   | ○（ウェーバー）        |
| 作成・提出         |   | ○金利引き上げ         |
| ○届出・報告        |   | ○極度減額           |
| …事業・財務状況の     |   | ○極度粹喪失          |
| 定期的な報告等       |   | ○期限の利益喪失        |
| ○事前協議         |   |                 |
| …経営者の変更、利益配当、 |   |                 |
| 役員報酬等の承諾      |   |                 |

## 1.2 停止条件

◎条件…発生するか否か不確実な事実

⇔期限…将来発生するのが確実な事実

◎停止条件…一定の法的効力が、条件とされている事実の発生（「条件の成就」）まで停止されており、その事実の発生によって効力が生じる場合

例：「検定試験に合格したら万年筆を贈る」

⇔解除条件…事実の発生によって現在効力が生じている関係が消滅させられる場合

例：「万年筆を贈るが、検定試験に不合格なら返してもらう」

1.3 連帯保証…催告の抗弁権（まず主たる債務者に催告すべきことを請求する権利）と、検索の抗弁権（債務者に弁済資力があり、かつ執行が容易であることを証明して、まず主たる債務者の財産について執行させる権利）のいずれも持たない保証類型。

連帯保証人が「連帯」する相手は仲間の連帯保証人ではなく債務者本人であり、連帯保証人は債務者と同等の立場で横に並んでいる存在。

⇔普通の「保証人」

債務者の陰に隠れていて、債務者が払えない時だけ責任を追及される。  
だから、その債務者を「主たる債務者」と表現する。保証人は従たる存在なのである。(引用：池田真朗『民法はおもしろい』)

## 2. 「経営者保証」の一般的な必要性

### ◎債務者の信用補完

…事業用資産には担保設定が必要であるが、中小企業においては、事業用資産と経営者等の個人資産が分別されていないことが多いことから、経営者等に帰属する個人資産も融資の引き当てにする必要がある。

### ◎経営の規律付け

…中小企業では、正しい財務情報を把握することが困難であることが多く、かつ、経営者のモラルハザードを防ぐ必要がある（会社法上の取締役に対する損害賠償請求は、責任追及を行う側に重い立証責任が課されているため、現行制度上は活用困難）。

## 3. ABL（アセット・ベースト・レンディング）の類型

### ◎企業実態把握重視型（「商流」重視型）

…設備稼働状況、在庫、売掛債権等のコベンツによるモニタリングにより、企業の実態や業況変化を早期に把握・対応。

### ◎担保価値重視型

…担保価値に着目し、処分見込額の一定範囲で融資

（参考：日本銀行金融機構局「ABLを活用するためのリスク管理」）

⇒ABL、特に「企業実態把握重視型」では、担保の対象となる在庫や売掛金は、「原材料の仕入れ→商品（在庫）の製造→在庫販売による売掛金取得→売掛金の回収→回収金による原材料の仕入」という事業のライフサイクルに伴って絶えず循環・流動していくことが想定されている。

## 4. ABLにおける非財務コベンツの効果と停止条件付連帯保証

### ◎効果 ○情報の共有

○不当・不正行為の牽制・抑止

○早期再生

⇒資本市場の規律を受ける上場企業や、会計監査人の設置が義務付けられる大会社（資本金5億円または負債200億円以上）ではない中小企業のコミュニケーションツール

### ◎コベンツの執行者（経営者）による停止条件付連帯保証

○ABLは不動産担保や経営者による連帯保証といった従来の債権保全手法に「過度に」依存しないことをその眼目としている。しかし、一方で、経営者による個人保証を全く要求しないということになると、経営者のモラルハザードの問題が生じる可能性もまた否定できない。

○そこで、経営者が誠実に事業を遂行し、借入金の返済に努めていると認められる限り、たとえ借入企業の事業および財務状況が結果的に悪化したとしても、経営者の個人責任（連帯保証責任）を追及しないこととしつつ、経営者の不誠実さを基礎づけるようなコベナンツ上の義務違反が認められた場合には、このような違反を「停止条件」として経営者に連帯保証債務が発生するという方式をオプションとして採用している。

○また、経営者のモラルハザード防止の観点から、借入企業が事業および財務状況に関して提出すべき資料に経営者個人が署名捺印することも義務づけ、虚偽の報告が行われることが連帯保証の停止条件となることを側面から明確化している。

(引用：中村廉平「流動資産一体担保型融資（アセット・ベスト・レンディング）の検討」(『金融法務事情』No.1738, 2005年5月5日号))

◎報告者の属する金融機関では、停止条件成就のケースは稀である。

## 5. 今後の課題

○コベナンツに基づく停止条件付連帯保証は、ABLに限らず、過度に担保に依存しない融資において有用性があると認識（言わば「常設展示場」にある一つのモデル）。

○コベナンツ違反の立証責任は金融機関側にある。

…単純にあなたはコベナンツに抵触したので、これから保証責任を追及すると宣言だけ行って債権者が一方的に行動を起こすということはあってはならない。

○理由を明示した停止条件成就による追及手段の検討が必要。

…たとえば内容証明郵便の送付や直接の面談により事実を示し、保証人自身に反論する機会を与えることも一考。

⇒借手サイドと金融機関サイドの両方にとってわかりやすいコベナンツと、それを踏まえた手続の更なる検討が必要。経営者が財務の健全性と経営の透明性に励み、金融機関が中小企業の事業価値に着目した融資手法の開発に取り組む。そうした歩み寄りと対話によって、「経営者保証」を本来の目的に沿って活用することが大切なのではないか。

以 上

[上記文章に記載されていない主要参考文献]

- ・中村廉平：「中小企業向け融資における経営者保証のあり方についてーコベナンツに基づく「停止条件付連帯保証」の有用性ー」（銀行法務 21 No.720, 2010年9月号）
- ・中村廉平：「中小企業金融における経営者保証の経営者交代時の取扱いに関する一考察」（銀行法務 21 No.733, 2011年8月号）
- ・金融審議会金融分科会第二部会「地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について」（2007年4月5日）